

### Ⅲ. 登録認証機関JQAの略称および登録商標

---

- 認証取得者の方は、JISマークの近傍に表示する登録認証機関の名称「一般財団法人日本品質保証機構」に代えて、略称『JQ』または次の登録商標が使用可能となります。使用に関しては、認証契約で規定いたします。

